

議案第 5 0 号

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の  
制定について

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 6 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和 31 年政令第 335 号)の一部改正に伴い、同令に従い条例で定める非常勤消防団員等に係る葬祭補償の額を引き上げるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年羽曳野市条例第439号)の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、令和8年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた羽曳野市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償(以下「葬祭補償」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、改正前の羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの(その額が660,000円未満であるものに限る。)の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

新	旧
<p>(葬祭補償)</p> <p>第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000 円</u>に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>以下省略</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000 円</u>に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>以下省略</p>